

平成29年 第14回
教育委員会臨時会会議録

平成29年6月26日（月）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2475号

平成29年第14回臨時会

日 時 平成29年6月26日(月) 午後3時00分 開会

場 所 教育委員会室

「出席者」	教 育 長	青 木 康 平
	委 員	小 島 洋 祐
	委 員	山 内 慶 太
	委 員	田 谷 克 裕
	委 員	薩 田 知 子

「説明のため出席した事務局職員」	次 長	新 宮 弘 章
	庶 務 課 長	中 島 博 子
	教育政策担当課長	藤 原 仙 昌
	学 務 課 長	山 本 隆 司
	学校施設整備担当課長	瀧 澤 真 一
	生涯学習推進課長	増 田 玲 子
	図書・文化財課長	山 越 恒 慶
	指 導 室 長	松 田 芳 明

「書 記」	庶務課庶務係長	佐 京 良 江
	庶務課庶務係	中 村 直 人

「議題等」

日程第1 審議事項

- 1 議案第49号 港区立郷土資料館条例施行規則の一部を改正する規則について
- 2 議案第50号 港区立郷土資料館の臨時休館について

日程第2 教育長報告事項

- 1 平成29年第2回港区議会定例会の質問について
- 2 港区立郷土資料館指定管理者の公募について
- 3 生涯学習推進課の7月事業予定について
- 4 放課後児童育成事業の5月の利用状況について
- 5 図書館・郷土資料館の7月行事予定について
- 6 7月指導室事業予定について

「開会」

○教育長 皆さん、こんにちは。ただいまから平成29年第14回港区教育委員会臨時会を開会いたします。

(午後3時00分)

「会議録署名委員」

○教育長 日程に入ります。

本日の署名委員は、山内委員にお願いいたします。

日程第1 審議事項

1 議案第49号 港区立郷土資料館条例施行規則の一部を改正する規則について

○教育長 日程第1、審議事項に入ります。議案第49号「港区立郷土資料館条例施行規則の一部を改正する規則について」説明をお願いいたします。

○図書・文化財課長 それでは、審議事項1「港区立郷土資料館条例施行規則の一部を改正する規則」につきまして、ご説明させていただきます。資料は教育委員会議案資料のナンバー1、ナンバー1-2及び1-3でございます。

初めに、教育委員会議案資料のナンバー1-3をご覧ください。今回ご審議いただく内容でございますが、平成30年11月1日に開設いたします港区立郷土歴史館の運営に必要な規定を整備するものでございます。

1枚おめくりください。参考といたしまして「港区立郷土資料館条例の一部を改正する条例の改正内容について」記載をさせていただいております。1の「改正内容」についてでございますが、(1)として施設の名称及び位置を変更いたしました。(2)休館日を毎月第3木曜日及び12月29日から1月3日までといたしました。(3)開館時間を日曜日から金曜日及び祝日については、午前9時から午後5時までとし、土曜日は午前9時から午後8時までといたしました。(4)常設展示室及び特別展示室の観覧料を定めました。(5)区民無料開放の日を設けることを定めました。(6)館の運営に関する業務のうち指定管理者に行わせる業務及び指定に伴う規定について定めたものでございます。

次に、2の「条例の改正により新たに規則で定める事項」についてでございます。初めに(1)観覧料の設定に伴い、観覧券の交付、減免の対象及び還付する場合の方法及び様式について規定をいたします。(2)区民無料開放を行う日を定めます。(3)指定管理者の申請に関する手続、指定管理者の指定の基準、指定書の交付、指定の取り消しの際に使用する書類の様式について規定をいたします。

お手数ですが、1枚お戻りください。「港区立郷土資料館条例施行規則の一部を改正する規則」につきましては、まず1の「改正内容」をご覧ください。初めに規則の名称を「港区立郷土歴史館条例施行規則」に変更いたします。次に観覧券の交付、観覧料の減免及び還付についての規定を行い

ます。次に区民無料開放の日を11月1日から11月3日までの3日間といたします。最後に港区立郷土歴史館の管理運営を指定管理者に行わせるために必要な規定を整備するものでございます。

2の「施行期日」でございますが、1の(1)から(3)につきましては記載のとおりでございますが、こちらは平成30年11月1日を予定しております。1の(4)につきましては交付の日から施行をいたします。

詳細につきましては資料ナンバー1「港区立郷土資料館条例施行規則の一部を改正する規則(案)」をご覧ください。初めに第1条におきまして、第7条を第11条に改め、新たに第7条から第10条におきまして指定管理者制度の導入に関する規定を整備いたします。第7条では「指定管理者の申請」について、1枚おめくりいただきまして第8条では「指定管理者の指定の基準」について、第9条については「指定書の交付」について、第10条では「指定の取り消し等」について規定をしております。

3ページから6ページにつきましては指定管理者制度の導入に必要な様式でございます。

また第12条では「指定管理者の公表」について、第13条では「管理運営の基準等」についての規定を整備いたします。

続きまして、7ページをご覧ください。第2条におきまして、規則の名称を「港区立郷土歴史館条例施行規則」に改めることとしております。また現行の規則における第2条を「観覧券の交付」について、第3条を「観覧料の減免」について、第4条を「観覧料の還付」について、第5条を「区民無料公開の日」について定めることとしております。

最後に、11ページでございますが、観覧料の還付に必要な書類の様式を規定しております。

資料ナンバー1-2をご覧ください。こちらは「港区立郷土資料館条例施行規則の新旧対照表」でございます。上段が改正案、下段が現行となります。ご覧のようにまず指定管理者の導入につきまして必要な規定を第1条関係として整備した後、8ページから第2条関係として名称、休館日、開館時間、観覧料について規定をしております。

簡単ではございますが、説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 説明は終わりました。ただいまの説明に対しまして、ご質問ご意見をいただければと思います。

無料公開日を11月1日から3日にした理由を説明してもらえますか。

○図書・文化財課長 無料公開日を11月1日から3日とした理由についてご説明をさせていただきます。他区の博物館の事例を参考にするとともに、文化財について国の文化財保護協調週間が毎年11月1日から11月7日までとなっております。また、東京都におきましても東京都文化財ウィークということで10月29日から11月6日まで、これは平成28年度の例でございますが、毎年9日間実施をしていると聞いております。

こうした事例を踏まえ、11月3日の文化の日を含めた数日間ということで考えており、開館日であります11月1日、そして文化の日であります11月3日を含む3日間を、無料公開の日とす

ることとしたものでございます。

○教育長 ほかのところで無料公開日を、例えば月1回とかやっているところはないのですか。

○図書・文化財課長 23区の例で申し上げますと4区、無料公開の日を設けているところがありますが、毎月定期的を実施しているところはほとんどございません。例えば文京区については11月3日のみ、渋谷区については11月3日のほかに5月5日と敬老の日を設定しているという確認をしております。また荒川区につきましても11月3日と10月1日の2日間を設定しているという状況だと聞いております。

○教育長 もう1区はどうですか。

○図書・文化財課長 もう1区は足立区でございまして、5月5日、それから5月18日、これは「国際博物館の日」ということだそうでございます。そして10月1日、11月3日、足立区の場合は第2第3土曜日を、無料公開日として設定しており、ここが唯一定期的を実施している区ということでございます。

○教育長 1日、2日、3日、1日と3日の意味は分かるのですが、連日でやるのと、例えば月1回で設定すると、日にちは多くなりますが、区民にとって、無料公開日だから行ってみようという人もいるのではないですか。その辺のシミュレーションはどうですか。連日より月1回の方がいいような気もするのですが。

○図書・文化財課長 郷土歴史館については今回、新たに観覧料を設定し、一定のご負担をいただくということを定めさせていただいております。しかし一方で郷土歴史館については区民の文化の教養を高める施設でもありますので、無料開放の日を設けることとさせていただいております。その中で11月のこの3日間に集中させたということもございますけれども、やはり文化の日でもあり、それぞれ文化財の「保護協調週間」であったり、「文化財ウィーク」ということでさまざまところで文化財についてのPRをしていく時期ということもあり、この機会により多くの方に来館していただきたいということで、初めにこの日程で設定をさせていただきました。

○教育長 それは分かりますが、そうでなくて月1回とか2カ月に1回とかにしないと、この3日間を逃してしまうと行けなくなってしまうのではないですか。

○山内委員 やはりこの目的は、多くの区民にこの新しい歴史館に親しんでもらおうということが一番の趣旨だと思うのですが、この3日間の祭日は別にして、平日に当たる日は当然仕事のある方や学校がある子どもたちは、この日に行こうとか、家族連れで行こうとはならないですね。

ですから、そういうことを考えると、例えば11月3日は別として、ほかの2日を11月1日、2日とするよりは、別の月の祭日であるなり、あるいは別の月の土曜日であるとか、もっと区民が比較的来やすい日に充てた方がよろしいのではないかと思いますけれども。

○教育長 いかがでしょう。

○図書・文化財課長 皆様方のご意見ということで、港区民の方が来やすい日というところでご意見を頂戴いたしました。土曜日であるとかあるいは祝日であるとかそのあたりを含めて、どの日に設定すればよいのかというところについて、検討をさせていただきたいと思います。

○**教育長** 先ほど例を挙げた他区の例でもそういう考えがあるのかと思いました。10月1日は「都民の日」で、子どもたちは休みかもしれないけれども、大人は休めないで、一緒に行くということはありません。ただ10月1日は東京都の施設とかを無料開放する日で、そのような意図があるのかなと思います。今、山内委員がおっしゃられたように家族で行けるといって、休みの日、第2日曜日とか第2土曜日になります。祝日もいいのですが。スポーツセンター無料開放日はいつですか。

○**生涯学習推進課長** 月に2回、第1と第3の日曜日です。

○**教育長** やはり行きやすい日にしています。検討ということでいいですか。

○**次長** 郷土歴史館はスポーツセンターと違い、おそらくそんなにリピーターは多くないのではないかと考えると、例えば毎月無料の日をつくってしまうと、「この月はこの日に行けばいい」ということになり、収入面からどうなのかなというところが1点あります。

無料公開日は今後規則改正をすれば増やしていけるので、まずは小さく始めようということで、今回の案で設定させていただいたのが一つと、あと祝日もほかの区を見ると、5月5日こどもの日ですとか敬老の日を無料にしているところがあるのですけれども、区の郷土歴史館の場合は子どもと高齢者は無料にしていますので、この日をあえて無料にするのもどうかかなということで、そういうことを考えあわせて11月1日から3日という結論に至ったのですが、教育委員のご意見を踏まえて、もう一度検討させていただきたいと思います。

○**教育長** 分かりました。そのほかご意見等いかがでしょうか。

○**小島委員** 1-3の資料の2ページ目の2の(3)のところ「指定管理者の指定の基準」という言葉が入っているのですが、まずこの指定管理者としてどんなことができる業者であるとか、何かそういう期待するものは何か言葉としてあらわせるのですか。この資料の1-2を見るとその基準がどこに書いてあるのかがよく分からないので、まずこういうことをやっている業者はかなりあるのですか。

○**図書・文化財課長** 博物館運営の補助であったり、あるいはそのまま指定管理として運営している例ということで申し上げますと、展示関係の製造を請け負ったりしている事業者などで、実際に博物館の運営に携わっている事例があります。区の調査では概ね2、3社ぐらいは対応ができるのではないかと考えています。

また指定の基準ですけれども、教育委員会議案資料ナンバー1の2ページをご覧ください。こちらに第8条として「指定管理者の指定に関する基準」ということで、入館者の安全・安心の確保、平等な館の利用の確保、満足の高いサービスを提供することができるということと、プラスして区と密接に連携し、管理運営を行うことができるということを基準として定めさせていただいております。これらの基準に沿った形での事業者であるかどうかということは今後審査してまいりたいと考えております。

○**小島委員** 私は、この指定管理者の指定の基準というのは、例えば伊皿子のこういうものについてこういう展示をするということとか、縄文時代の生活様式とか、そういう時代のものについて詳

しい知識を持った人たちの集まりだとかが、指定の基準になるのかなと思ったら、安全・安心とか、これはどこの博物館でもどんな施設でもこれは当たり前のもので、むしろ今回の郷土歴史館の指定に当たっての応募基準というか、応募資格というものについては、もっとそういう知識を全部持っている人とかが出てくるのではないのかなと思ったのですが。何かその辺が少しポイントが違うのかなという気がするのですが、どうですか。

○図書・文化財課長 今回、博物館そのものの運営について、学芸業務の部分は教育委員会が直接行うこととさせていただいております。その意味で実際の運営の部分と教育委員会の役割というところが、切り分け的になかなか難しかった面があります。

今回第4号のところで「密接に連携して」というのは、当然ながら教育委員会と連携して、そうした研修であるとか知識を高めていただくということも含めて、密接に連携をして管理運営を一緒に行っていくというところを記したものであり、学芸業務という部分、いわゆる専門的な知識というものはやはり教育委員会で蓄積をしておくということです。それを事業者と連携して実際の紹介であったり、そういうものができるように連携して行っていくということで、このような記載をさせていただいているものでございます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、先程の無料公開日については検討を要するという事です。他の部分についてはご異議がないようですが、今回は、条例施行規則の一部を改正する規則の案件ですので、本日は採決をせずに、採決は次回でいいでしょうか。

○図書・文化財課長 次回、7月10日のときに改めてご審議いただいて、その直後に報告をするつもりで準備をさせていただければと考えております。

○教育長 分かりました。それでは、議案第49号については、次回の教育委員会定例会において再度ご審議いただくということにさせていただきます。

○小島委員 1点、よろしいですか。「指定の取り消し等について」基準として2ページに五つ書いてあるのですが、どういう場合に指定の取り消しをしますよとか、そういう基準はある程度何か列挙しておかなくていいのですか。何も書いていなくて、ただ指定の取り消しはこの書面によりますということのようなのですが、先程の指定の基準等もそうなのですが、どういう場合に取り消されてしまうのかとか、こういう場合は取り消しますよとか。どこかに書いてありますか。

○図書・文化財課長 その辺については条例の第11条というところで触れております。

○教育長 読み上げてください。

○図書・文化財課長 少しお待ちください。

○小島委員 書いてあるならいいのですが、書いてないのではどうもおかしいなと思っております。

○図書・文化財課長 よろしいでしょうか。指定の取り消しの場合につきましては条例の第11条に規定をさせていただいておりますが、内容といたしましては4項目挙げております。管理運営の業務または経理の状態に関する委員会の指示に従わないとき、それから指定の基準について満たさ

なくなりました。

○小島委員 その指定の基準がさっきの内容だと分からない。それもやっぱり条例にあるわけですね。

○図書・文化財課長 まず、規則で定める基準を満たさなくなったということを確認したとき、それから管理運営の基準、そしてこれは条例で規定しているものでございますけれども、関係法令の遵守であるとか入館者に対しての適切なサービスの提供、施設附属設備の物品の保全、個人情報に関する適切な取り扱いを行わなかったときというのがあります。そのほか業務の継続が適当でないと認める場合ということで、4項目挙げております。

○小島委員 分かりました。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、議案第49号に関しましては先程の取り扱いとさせていただきます。

2 議案第50号 港区立港郷土資料館の臨時休館について

○教育長 次に、議案第50号「港区立港郷土資料館の臨時休館について」説明をお願いいたします。

○図書・文化財課長 それでは、審議事項2、港区立港郷土資料館の臨時休館につきまして、ご説明をさせていただきます。資料は教育委員会議案資料ナンバー2でございます。

1枚おめくりください。港郷土資料館につきましては平成29年6月13日の教育委員会において、夏季休業期間中の日曜日及び祝日の臨時開館についてご報告をさせていただきましたが、今回は、港区立郷土歴史館の展示設営物の製造に必要な作業を行うために、平成29年9月1日から平成29年10月15日まで臨時休館させていただくことについて、ご審議をいただくものでございます。

初めに、1の「臨時休館する期間」についてでございます。今申し上げましたとおり、期間は夏休み終了後の平成29年9月1日金曜日から平成29年10月15日の日曜日までの45日間となります。

次に、2の「休館の理由」についてでございます。港郷土資料館では幅16メートルある伊皿子坂貝塚の貝層断面を展示しておりますが、この貝層断面につきましては港区立郷土歴史館の常設展示室において展示を行うこととしているほか、タッチパネル式のモニターを使用した詳細解説を行う予定としております。この詳細解説の製造に必要な貝層断面に関する高解像度の画像データを撮影するに当たり、取り外した展示スペースのガラスを展示室内で保管するために、展示室内の資料を撤去する必要があることから、館全体を臨時休館とさせていただくものでございます。

次に、3の「告示日」でございますが、平成29年7月10日月曜日を予定しております。

また4の「利用者への周知方法」でございますが、「広報みなと」8月11日号、「ミナトマンスリー」8月号及び「港区教育委員会ひろば」7月号に掲載のほか、港区及び港区立港郷土資料館のホームページにお知らせ記事を掲載いたします。また港郷土資料館の館内、各港区立図書館・各地

区総合支所にポスターを掲示するものでございます。

最後に5の「その他」でございますけれども、港郷土資料館では例年10月に特別整理期間として15日間休館させていただいておりますが、休館の影響を最小限とするため、今年度は臨時休館の期間に合わせて特別整理を行うことといたします。

2枚おめくりください。右上に「参考」という写真がございますが、正面が伊皿子坂貝塚の貝層断面となっておりますが、こちらの正面のガラスを撤去した上で高解像度の画像データの撮影をいたします。取り外したガラスにつきましてはこの展示室内に保管をさせていただくものでございます。そのため手前にあります資料ケース等につきましては一旦撤去をさせていただく必要が生じたというものでございます。

1枚お戻りいただきましてA3の「貝層断面撮影作業スケジュール」をご覧ください。9月1日から展示室内の資料の撤去作業を行い、貝層断面の清掃及び補修を行った後、ガラスの取り外しを行います。撮影には画像の合成加工を行うことから約25日間程度かかると見込んでおります。またガラスの復旧には約1週間かかる見込みとなっており、作業終了は概ね10月7日頃と見込んでおります。その後、資料を戻していく作業を経て、10月16日から再び開館させていただく予定となっております。

また下の「参考」でございますが、こちら太い矢印のところを示している10月9日から10月14日につきましては、併設しております三田図書館の特別整理期間となっております。また下の例年の特別整理期間、この10月10日から24日のところにつきましては例年、郷土資料館が資料の特別整理を行うためにお休みをいただいている期間ということでございます。

簡単でございますが、説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 説明は終わりました。ご質問ご意見、お願いします。

ちなみに例年の特別整理期間は10月10日から24日ですよね。これは決まっているのですか。

○図書・文化財課長 例年の特別整理期間ですが、三田図書館の特別整理期間とスタートを合わせるように設定をさせていただいておりますので、三田図書館の特別整理期間と合わせて、毎年日程を定めさせていただいております。

○教育長 そうすると、特別整理期間を設けるというだけで、条例・規則にはその期間は規定されていないわけですね。それで今回この期間を9月1日から10月15日までとするということですね。分かりました。

よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第50号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第50号につきましては原案どおり可決することに決定いたしました。

日程第2 教育長報告事項

1 平成29年第2回港区議会定例会の質問について

○教育長 次に、日程第2教育長報告事項に入ります。「平成29年第2回港区議会定例会の質問について」説明をお願いいたします。

○庶務課長 それでは、第2回定例会の質問についてでございます。6月7日から始まった定例会でございますけれども、1日目・2日目で7名の議員さんからの質問がありました。小項目を入れてまして全部で21項目でありましたので、1点ずつご紹介をさせていただきます。

まず代表質問の中で、自民党のゆうき議員からございました。こちらはキャリア教育における生き方を学ぶ授業についてということで、地域や企業と連携したキャリア教育を充実させていくことが必要であるという考えの中で今後、現在のキャリア教育での生き方を学ぶ授業について特色ある取り組みをどう考えるかということでございました。

こちらにつきましては、昨年度、お台場学園においてリオデジャネイロオリンピック競技大会に出場した地元企業の重量上げ選手のことなど実態をお話ししていただきました。今年度さらに赤坂小学校においては、青少年対策地区委員会の方に地域活動に参加する意義や志、地域貢献の大切さなどについてご講義いただく予定ということです。状況を具体的にご説明をし、今後も子どもたちが将来に夢や希望を持って人生を切り開いていけるよう、地域と連携しながら、生き方を学ぶ教育を充実させていきますということでお答えをさせていただいております。

次に、みなと政策会議の横尾議員からございました。こちらは、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした、誰もが住みやすいまちづくりや教育施策についてということでございまして、特に障害者スポーツの競技団体との連携が今後のこの大きな大会に向けては有効であるという考えのもと、小中学校へのパラリンピアンへの派遣などが考えられますが、今後区としてどのような取り組みを進めていくのかというご質問でございました。

これにつきましては4ページ目になりますけれども、こちらも具体的に昨年度行った、お台場学園での日本トライアスロン連合との協定締結記念として行ったパラリンピアンを招いたトライアスロン教室の開催や、区民を対象に区内企業と連携したパラリンピアンによるパワーリフティング教室を開催したこと。それから本年5月の高田千明さんご夫妻をお招きして、障害者スポーツを身近に感じていただく理解を深めるためのイベントPARA・DOの開催等をお伝えしました。その上で障害者スポーツの普及啓発につきましては機運醸成に積極的に取り組んでいくこと。それからさまざまな主体と連携しながら障害者スポーツを推進していくことで、誰もが生涯を通じてスポーツを楽しみ、スポーツで元気になるまちを実現していきますということでお答えしております。

次に、公明党議員団の池田たけし議員からは、教員の「働き方改革」と部活動の指導員制度についてということでご質問がございました。「働き方改革」の必要性をどのように考え、「部活動指導員」制度についてどのように取り組まれるかということでございました。

教職員の勤務時間管理の適正化や業務負担軽減が必要であると考えておりますということで、中

学校の部活動については現在、各学校において外部指導員の活用が行われております。今後につきましても地域の人材等の協力を得て、学校運営の充実を図るために、教育委員会事務局に設置した学校支援地域本部と学校が連携をとり、校長の監督のもと、技術的な指導に従事する部活動指導員を確保すること。さらに、休養日の設定や、部活動指導員による大会引率についても、今後検討していきますということでお答えしております。

次に、同じく池田たけし議員からございましたけれども、認知行動療法の活用についてということでもございました。ストレスと向き合ってさらに成長の糧とできるよう、子どもたちに教育が行われる現場として、教員の職場としての「学校」で、相談者とともに考え、解決策を探りレジリエンスをもたらす認知行動療法の教育プログラムを、生活指導主任への研修会などで行っていくことについてお伺いしたいというご質問でもございました。

現在、学校間ではいじめや不登校等で、さまざまな問題行動の未然防止に向けてスクールカウンセラーの活用や、よりよい学級集団につなげていくために児童・生徒を対象にしたアンケートを実施していますということで、実態をご報告し、その後、その中で認知行動療法については、さまざまな問題行動の誘因となる児童・生徒の心理面に大きな効果をもたらすものと考えているところから、今後につきましても教育現場での活用について検討してまいりますということでお答えしております。

同じく池田たけし議員でございますが、こちらは学校における和食文化の継承と給食の役割についてということで、和食を通して和食の継承をどのように進められるかというご質問でもございました。

現在、区では米飯給食を週3回以上実施しているというところで、この和食給食に関しても学校給食の中で提供していますという実態。そして学校給食の食器としても和食器や日本伝統工芸品である木製の漆汁椀を使うことで、食器に描かれている流水の模様や松竹梅などの伝統的な文様の意義を理解し、日本食文化への親しみが持てるように深めているというところなんです。これまで以上に次世代への和食文化の継承と食育を推進していきますということでお答えしています。

6ページ目になりますが、こちらは共産党議員団のいのくま正一議員からでもございました。まず給付型奨学金の実施についてということで、区としても給付型の奨学金制度を実施すること。

これまでも何回かご質問いただいているものでございますけれども、国が新たに大学生向けに給付型奨学金を創設したこと、それから29年度から一部先行実施していること。さらに東京都の中でも私立高校生への給付型奨学金を拡充したことをお伝えし、今後につきましても国や東京都の新たな制度導入後の効果や課題などを踏まえて、他の自治体の動向なども参考にしながら引き続き研究してまいりますということでお答えしております。

同じく、いのくま議員ですけれども、35人学級の全学年での実施を国に要望することについてというご質問でした。どの子も伸びる教育ということで、35人学級を早期に全学年に広げるようにということで、これまでも何回か同じ質問がございました。

今回につきましても35人学級を拡大することについては、昨年度全国都市教育長協議会を通じ

て国に対し、少人数学級の早期実現に向けた法整備を要望してきたこと。それから特別区教育長会としても小学校1年と同様に2学年におきましても段階的に35人学級となるように、法改正を国に要望するよう東京都に申し入れていることをお伝えし、引き続き国と東京都の方に要望してまいりますということでご回答しております。

次からは2日目の一般質問になります。自民党議員団の黒崎ゆういち議員からでございます、黒崎議員からは3点ご質問がございました。

まず1点目のオリンピック・パラリンピック教育における区内企業との連携についてということです。「トップアスリートによる出前授業」を推進していくことでさまざまな機会の創出が期待できるという考えのもと、教育長のご見解をとということでございまして、こちらにつきましては、学校支援地域本部の学校支援ボランティアに登録いただいている区内企業と連携した出前授業や大使館職員による講演会などを実施していること。そして今後につきましても、この「東京2020応援プログラム推進事業」に参画いただいた実施団体や関係機関を始めとして、多くの主体と連携を深め、子どもたちが人生の糧となるようなかけがえのないレガシーを子どもたち一人ひとりの心と体に残してまいるようにしていきますということをお答えしております。

次に、教育行政の個別計画の見直しについてということで、今回の見直しの計画についてのご質問でした。その中でまず1点目でございますけれども、区立中学校の整備・改修計画についてということで、特に芝浦港南地域における中学校の整備・改修計画が必須であるということ。そして教育行政の個別計画の見直しを含めて区立中学校における整備・改修計画をどうお考えになっているかということでございました。

毎年度、区では中学校ごとに生徒数の将来推計を独自に行っており、その中で多くの中学校において生徒数の増加が今後見込まれるということは把握していること。普通教室の確保については改築や多目的スペース等の転用を計画していること。特に芝浦港南地域については生徒数の増加に合わせて、港南中学校の内部改修など具体的な対応を検討していることをお伝えしております。引き続き、生徒数の推計及び区立中学校への進学状況などを見極めて、良好な学習環境の確保を適切に対応していくというお答えです。

次に3点目でございますが、教育行政の同じく個別計画の見直しの中で区立中学校の魅力とその発信についてということでございました。区立小学校から区立中学校への進学状況を踏まえた上で、教育行政の個別計画見直しにおいて、区立中学校の魅力をどう高めていくかということでございます。

区において中学校通学区域ごとに幼稚園・小学校・中学校の教員が連携して、幼稚園から中学校までの12年間を一貫した教育方針のもと、子どもたちに魅力のある教育を展開しておりますということ。その中で、中学校の教員が小学校へ出向いて出前授業を実施したり、部活動に小学校6年生を招いて中学校の魅力を実感させるという体験を行っていること。そして教育委員会としても例年7月に1回実施していた中学校の合同説明会については、今年度は8月にも開催し、さらに中学校への理解を深めていただくことをお伝えしました。昨年度は港区立の中学校PTA連合会が区民

まつりに初めてブースを出店し、保護者の方々からも区立中学校の魅力を伝えていただいたという状況をご報告しました。ご報告した上で、今後につきましてもPTAや地域との連携を深めて教育活動を積極的に発信することで、多くの児童が区立中学校を目指してもらおうということをお伝えしております。

ページをおめくりいただきまして8ページになります。こちらは公明党議員団のちほぎみき子議員からのご報告でした。こちらにも2点ございまして、子どもたちへの自転車の安全利用に向けた交通安全教育の充実についてということでございます。自転車利用が多くなっていく中で加害者になるという多大なリスクを負わなければならないということ踏まえた上で、そうならないように改正道路法の周知や交通ルールを守ることや損害賠償保険加入の推進などを含めて、学校で自転車の安全利用に向けた交通安全教育の充実を図ることが必要と考えるというご質問でした。

こちらにつきましては、警察庁が定めている「2人乗りの禁止」「夜間ライト点灯」「自転車安全利用五則」の内容を含めて、談話や実体験による指導を交通安全では行っていますということで、南山小学校や赤坂中学校での状況をお伝えし、8校においては東京都教育委員会作成の「安全教育プログラム」を活用して、さらに指導を行っていますということです。今後は全児童・生徒に交通ルールを守ることを徹底するとともに、全小中学校において、自転車事故で加害者になった場合のリスクについても指導していきますということでお答えしています。

次は、いじめから子どもを守る取り組みについてでございます。まず1点目でございますけれども、「ことば」によるいじめについてということで、言葉によるいじめについて、どのような認識であるのか、また「ことばの暴力」を予防する教育を含めて、子どもの成長に影響を及ぼす言語環境の整備について、各学校が取り組める支援をしてほしいというお考えのご質問でございました。

まず、いじめの定義をご説明させていただき確認をしていただきました。その後、全ての各学校に対して、全ての教育活動を通して心の育成を行うことはもとより、相手の気持ちを考え、優しい言葉を使うことができるよう、学校を訪問し、研究会の場を活用して指導するなど言語環境の整備に努めていることをお伝えしております。今後につきましても、主体的にいじめ問題について考える機会を提供すること。そして各学校がいじめの防止・早期解決に向け、よりきめ細やかな指導が行えるよう環境整備に取り組んでまいりますとお答えしています。

同じくいじめの問題でございますけれども、こちらにつきましては子どもがより相談しやすい環境づくりについてということでございます。いじめられていることをなかなか相談できない子どもに対して積極的に手を差し伸べて、より相談しやすい環境づくりに努めていくことが重要というお考えのものとのお答えでおります。

各学校で毎月1回行っているいじめ問題や人間関係の不安を聞き取るアンケートの調査や、個別面談を実施していることで、学校全体でいじめについての実態把握に努めていることをお伝えしております。そして教員やスクールカウンセラーによる相談にも随時応じていることや、そのほか教育委員会と区長部局とで教育センターや子ども家庭支援センターにおいても、「みなと子ど

も相談ねっと」を通じて、誰もが相談しやすい環境整備をしていることをお伝えしております。今後につきましても、「港区いじめ問題対策連絡協議会」で共有していくとともに、児童・生徒が自分に合った相談方法を選択して相談できる環境づくりに取り組んでいきますということをお答えしております。

次が、熊田ちづ子議員でございます。まず就学援助の充実についてということで、補助単価の引き上げについてございました。国が補助単価を引き上げ経済的に困難な世帯への支援を決定したことから東京都や区が引き上げるのは当然であるということと、今年度の要保護・準要保護者の対象者から、今年度から引き上げを実施すべきというお考えでした。

区では就学援助の新入学学用品・通学用品の支給額については都区財政調整上の金額を根拠としていることから、現在は引き上げを考えておりません。5月10日の特別区学務課長会初め、5月23日の特別区教育長会においてもその必要性は港区から指摘をし、他区との情報共有を行っているところでということで、引き続き他区とも連携して、平成30年度の都区財政調整において、金額の引き上げが実現できるよう取り組んでまいりますということでお答えしています。

次は、新入学学用品・通学用品費の小学校入学前の支給についてということでございまして、こちらについては、学校を通じて保護者に特別の、個別の案内ができないということが入学前に実態としてあるということ。そして保護者へ就学援助制度を正確に周知することが課題となっていることとお伝えしております。世帯状況や所得額等の確認、認定、支給のための就学援助システムの再構築に一定の期間がかかることなどが課題ということで、まず課題をお伝えしており、現時点ではやはり小学校入学前の支給は困難という意向をお示しさせていただいていますが、ただしこれらの課題を整理して、小学校入学前に支給をしている自治体の例を参考にしながら検討してまいりますということでお答えしております。

次に10ページになりますが、通学路の安全対策についてということで、こちらも2点ございました。大型車両の交通規制や警察官の配置の実施要請についてということで、東京オリンピック・パラリンピック関連施設の建設ラッシュで非常に大型車が多くなっていく中で交通事故者が増えることが懸念されているということから、大型車両と通学路が重なるところでの登下校時の大型車両の通行規制や警察官の配置などを要請すべきですというご質問でした。

これについては、現状、春と秋の年2回行っている通学路点検を実施する中で、危険と思われる箇所については関係機関へ改善要望しておりますということと、大型の車両の出入口への誘導員の配置等については、事前に小学校と事業者で、児童の安全確保のための協議も行っていることとお伝えしております。例として芝浦小学校の通学路については平成26年から毎年定期的に小学校とJRで協議を行い、リニア新幹線の工事实施に伴う安全確保を行っていることとお伝えしております。さらに芝浦四丁目交差点の部分につきましては、工事車両の通行を通学時に控えるということも学校から事業者へ要請しております。今後は教育委員会が警察・小学校とともに連携をして、大規模開発事業者等へ必要な対策を講じるよう要請してまいりますということでお答えしています。

2点目は、登下校時の体制強化についてということで、こちらはシルバー人材センターを活用し

た登下校時の誘導員の配置についてのご質問でございまして、企業やボランティア活動で自主的に参加されているところもあるけれども、区としても体制強化を図るとともに地域での見守りを要請するなど一層の体制強化を図るべきというお考えでした。

現在のシルバー人材センターは地域の高齢者に担っていただいております。教育委員会としても、児童と地域の皆さんが日頃から顔を合わせ、声かけを通じて触れ合っていただくことで見守っていくことは、重要な取り組みと認識しているということです。今後につきましても、シルバー人材センターへの業務委託は継続してこれを基本としつつ、これまで以上に児童の安全確保や安心につながる、学校や地域の意見を参考にしながら検討してまいりますということでお答えしました。

次に、教員の長時間労働についてでございます。こちらは3点ございました。

まず、出退勤時間の管理と長時間労働対策についてございまして、タイムレコーダーを設置して出退勤時間の管理を行い、日常的に長時間労働とならないように対策をとることとございまして。現在、出退勤時間及び勤務時間外の業務内容については学校の管理職が常に把握をするように指導していることと、校務支援システムを導入しておりますので、学校間のデータや情報を容易に共有できるネットワークづくりも効率的に活用しているということをお伝えしています。その上でノー残業デーを設定させるなど、新たに仕事の進め方、校内の事務分担を見直して、職務の効率化について意識を高める指導をしておりますということをお伝えしました。今後につきましても、長時間労働対策については学校と協議のうえ取り組むということと、タイムレコーダーの導入については、他自治体における導入状況やその効果を踏まえて研究してまいりますということでお答えしています。

次に、休憩時間の確保についてということございまして。会議の設定に当たってはもちろん休憩時間と重ならないように確保するという指導をしておりますということをお伝えをしております。

次は、教員等の増員による体制強化についてでございます。教員や事務職員を増やして体制強化を図るということでしたけれども、既に港区では小中学校の教員については非常勤講師も含めて、東京都の教職員定数配置方針によって配置しております。現在も区が費用を負担して個別に指導を充実できるように講師を配置したり、学校の規模に応じては事務負担軽減のため事務職員や事務補助職員を配置し、体制を強化しておりますということでお答えしています。

最後のページになります。運動部の休養日の設定ということで、中学校での休養日でございますが、週2日以上休養日が設定できていない現状があり、これに早急に対応すべきということでありましたが、こちらにつきましては週5日程度区立の中学校では運動部が活動しておりますが、大会前などによっては週6日の部活動を行っているところがあります。こうした場合については活動時間や活動内容を調整した上で、できる限り教員の過度の負担にならないようにしているということをお伝えしております。国及び東京都は平成29年度末を目途に、休養日の設定を含む部活動のあり方に関するガイドラインを作成するということがいられておりますので、それを踏まえて、区としても独自にガイドラインを作成して、適切な休養日の設定について明示していくということをお伝えし

ております。

以上、第2回定例会の質問と回答内容でございます。

○**教育長** ただいまの説明に対しまして、ご質問はございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

2 港区立郷土歴史館指定管理者の公募について

○**教育長** 次に、「港区立郷土歴史館指定管理者の公募について」説明をお願いいたします。

○**図書・文化財課長** それでは、報告事項2、港区立郷土歴史館の指定管理者の公募につきまして、説明をさせていただきます。資料は教育委員会資料ナンバー2でございます。

平成30年11月1日に開設いたします港区立郷土歴史館におきましては、学芸業務以外の業務については、指定管理者制度を導入することとしております。港区立郷土歴史館の指定管理者につきましては公募により選考を行うこととしており、その内容についてご報告をさせていただくものでございます。

初めに1の「対象施設」ですが、港区立郷土歴史館でございます。所在地は港区白金台四丁目6番2号です。

次に2の「指定期間」ですが、平成30年11月1日から平成36年3月31日までの5年5か月間となります。

次に3の「公募単位」についてです。郷土歴史館の指定管理者のみを今回選考させていただくことから、単独施設として公募をいたします。

次に4の「スケジュール」でございます。平成29年7月11日の火曜日から公募を開始する予定でございます。応募期間につきましては平成29年7月11日から平成29年8月21日の月曜日までとなります。指定管理者候補者の選定を10月の下旬に行い、平成29年第4回港区議会定例会に議案として提出させていただく予定でございます。なお選考に当たりましては学識経験者を含む選考委員会を設置するとともに、公認会計士による応募事業者の財務状況の分析等も合わせて行う予定でございます。

簡単ですが、説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

○**教育長** ただいまの説明に対して、ご質問ございますでしょうか。

○**小島委員** 先程の指定基準等について質問させていただいたところ、学芸部分については教育委員会独自でやるからそれ以外の部分を指定管理に任せるということで、安全・安心とか色々な観点から選ぶということなのですが、これは複合施設なのですけれども、郷土歴史館以外の部分は指定管理に任せるとはでしょうか。

○**図書・文化財課長** 併設する複合施設には「がん在宅緩和ケア支援センター」、「子育て支援施設」、「自転車等駐車場」のほか「区民協働スペース」とかいうものがあります。

それぞれの施設の運営につきましては、それぞれの所管課で事業者の募集を行ってまいります。

ただ「がん在宅緩和ケア支援センター」につきましては指定管理者制度を導入するというので、4月から既に公募が始まっているという状況でございます。

○小島委員 何か色々な指定管理者が入って、管理が難しくなってしまうとかそういうことはないのですか。

○図書・文化財課長 建物の管理につきましては郷土歴史館の指定管理者が一括して担えるようにということで、全体の避難時等は統一的な対応をとれるように統括施設責任者という形で設置をさせていただき予定で現在検討しております。

○小島委員 分かりました。

○教育長 ほかによろしいでしょうか。

○田谷委員 参考までに、大体何社ぐらいがエントリーしてくると予想されますか。それとも予想は難しいですか。

○図書・文化財課長 館の運営を担える事業者という部分でいいますと2、3社程度ではないかと現在考えているところでございます。そこをなるべく多くの事業者に手を挙げていただきたいと考えております。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○山内委員 専門的な学芸部門は、専属の方たちが担当されるということですが、例えば展示のパネルをつくるとか、そういう展示の色々な見せるための補助、それもこの指定管理者が担うという想定ですか。

○図書・文化財課長 今、委員おっしゃられたとおり展示の、学芸業務の補助とか、シーンというものについては、館の運営事業者に一体的にお願いしたいと考えております。

○山内委員 そういう意味では、歴史資料を安全に展示するときのノウハウとか、あるいはパネルについても見やすいパネルをつくることのノウハウとかを相当持っていないと難しいし、逆にそこが不十分だと、学芸員の方たちはかなりフラストレーションがたまるということにもなりますから、そういう意味では今までの実績を丁寧に見て、選考をしていただくのがよろしいかなと思いますのでよろしくをお願いします

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○小島委員 その場合の、選考をお願いする学識経験者とはどういう方を、具体的な名前ではなくてもいいのですが、どんな専門家を予定しているのですか。

○図書・文化財課長 まず一つは考古学専門の先生を1名お願いしようと考えています。もう1名は観光と歴史の政策を専門に携わっている方を予定しています。

○小島委員 観光ですか。

○図書・文化財課長 観光歴史教育論というものを。

○小島委員 観光と歴史ってどう結びつくのだろう。

○図書・文化財課長 教育や史学を専攻はされているのですが、現在観光と歴史教育を結びつけて研究されている先生がいらっしゃるということで、その先生にお願いをさせていただきということ

でございます。もう1名は文化政策に関しての専攻ということで、企業が行う文化活動を推進するための環境整備のコーディネートなどを行い、交流や誘客に関して指定管理者の提案について専門的な助言の効果を狙った、文化政策という形で1名、計3名の先生をお願いさせていただきたいと現在考えております。

○小島委員 何か聞いていると非常に充実した、いい選考ができそうな感じですね。非常に結構なことだと思います。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

3 生涯学習推進課の7月事業予定について

4 放課後児童育成事業の5月の利用状況について

5 図書館・郷土資料館の7月行事予定について

6 7月指導室事業予定について

○教育長 次に、「生涯学習推進課の7月事業予定について」「放課後児童育成事業の5月の利用状況について」「図書館・郷土資料館の7月行事予定について」「7月指導室事業予定について」この4件の定例報告につきましては配布資料のとおりでございます。各報告事項につきまして、ご質問ございますでしょうか。

○小島委員 7月の指導室予定の7月18日なのですが、「よりよく学ぶ子どもを育てるためのコツ！ 育ちと学びをつなぐシンポジウム」この「コツ」とはどんなところがメインになるのでしょうか。

○指導室長 これは「みなときっずなび」の「育ちと学びをつなぐ家庭で大切にしたいハンドブック」を皆さんに周知するためのシンポジウムでございます。要するに「学び」というのは遊びのところから子どもたちが育っていくということで、遊びを重視させることこそが将来学びに向かう子どもたちを育てるといふことの趣旨でシンポジウムをさせていただこうと考えております。

○小島委員 分かりました。

○指導室長 今回は「コツ」の専門家の塩谷香先生をお呼びしておりますので、よろしくお願いたします。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この4件の報告事項は以上とさせていただきます。

本日予定している案件は全て終了しましたが、庶務課長、そのほかありますか。

○庶務課長 特にございませぬ。

「閉会」

○教育長 分かりました。なければこれをもちまして閉会といたします。

次回は定例会を7月10日月曜日、午前10時から開催の予定です。よろしくお願ひします。
お疲れさまでした。

(午後4時08分)

会議録署名人

港区教育委員会教育長 青 木 康 平

港区教育委員会委員 山 内 慶 太